

事務連絡
平成20年6月30日

指定都市
各中核市 介護関連施設等整備担当係長様
市区町村

厚生労働省老健局計画課
施設係

平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加協議について

平素より、高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきまして追加協議を実施いたします。

提出にあたっては、平成20年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」により作成することとなります。その際には、本日付けに発出された厚生労働省老健局計画課長補佐内かん及び別添の資料にご留意のうえ、ご検討の方よろしく願いいたします。

なお、追加協議分の市町村整備計画書の提出期限については下記のとおりといたしますので、本交付金を積極的にご活用くださいますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 提出資料 市町村整備計画書

2. 提出先 市町村の属する各地方厚生(支)局(都道府県経由)

3. 締切 平成20年7月31日(木)

担当: 厚生労働省老健局計画課 施設係
電話 03-5253-1111(内線3927/3928)

政令指定都市
各 中 核 市 介護関連施設等整備担当課長 殿
市 区 町 村

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」及び
「地域介護・福祉空間整備推進交付金」の協議を行ったところであります
が、更に別紙による取扱いに基づき、今般、追加協議を行うことといた
します。

つきましては、7月31日までに整備計画書を提出していただきますよ
うお願ひいたします。

なお、各市区町村におかれましては、当該交付金の活用について検討い
ただき、積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願ひ申し上げま
す。

本年度においては、更に別紙による取扱いに基づき、面的整備計画、
先進的事業整備計画（市町村提案事業等）及び介護療養型医療施設転換
整備計画に係る追加協議を依頼することといたしましたのでお知らせい
たします。

厚生労働省老健局計画課長補佐

平成20年6月30日

先進的事業支援特例交付金等に係る取扱いについて

1 介護療養型医療施設等転換整備計画

介護療養病床を改築（改修）し、介護老人保健施設等に転換する場合で、敷地面積が狭い等の理由により、施設の建築等が困難であることから、入院患者を一時的に他の法人の病院又は施設に転院させた後、既存施設を改築（改修）する場合においても、以下の基準を満たす場合に当該交付金の対象とする。

ただし、療養病床再編成の基本的考え方は、患者の状態に応じた施設の適切な機能分担を推進することであり、医療の必要度が高い患者は医療療養病床で対応し、医療よりもむしろ介護を必要とする人は介護老人保健施設等の介護施設で対応するというものであり、患者を入院させたまま、引き続き介護施設等への入所を継続させることが「転換」であることから、入院患者のケアの継続性が担保されなければならない。

【特例基準】

都市部等で土地が確保できない場合で、同一敷地で「改築」を行う場合は、以下の条件を全て満たす場合に限り交付対象とする。

- ・ 同一敷地内及び近隣敷地等に仮設施設を設置することが困難である。
- ・ 入院患者の転院等の予定表を作成し、指定権者に提出した上で、改築（改修）工事完了後は施設入所者一覧を提出すること。
- ・ 予定表の作成に当たっては、それぞれの入院患者の経済状況等を勘案し、転院先（近隣の介護老人保健施設等）を確保すること。
- ・ 転院先について、入院患者及び家族の同意（一時的転院）が文書で全員分とられていること。
- ・ 近隣の入所施設に一時的に入所させた場合、改築後は、本人等の意志を尊重し、入所を拒むことはできないこと。

2 高齢者安心住空間整備事業について

標記事業については、本日開催された「安心住空間創出プロジェクト連絡会議」において、都道府県・指定都市担当者に対して周知されたところであるが、各市町村担当者におかれでは、建設部局と連携を密にし、当該事業への積極的な取組を図られたい。

3 市町村提案事業

（1）都市部における市町村提案事業

中心市街地において、商店街や駅前等における空き店舗等を活用し、地域（多世代）交流スペースを整備し、商店街及び駅前の活性化を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で活き活きとした生活を送ることが出来るよう支援していく。

① 対象地域

中心市街地における商店街や駅前等。

② 整備拠点の例

- ・空き店舗等を活用し、高齢者と児童、乳幼児とその親等の多世代が交流できるスペースを設置。

（2）過疎地域等における市町村提案事業

人口の減少が著しく、高齢化が進行している地域（いわゆる「限界集落」等）において、独立して生活することに不安のある高齢者世帯（独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯）を対象とし、当該地域において自宅で生活できない場合、居宅等生活の本拠地を移さずに居宅を離れて生活できる拠点（「高齢者日常生活支援拠点（仮称）」）を整備していくことにより、いわゆる「限界集落」等においても高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるよう支援していく。

① 対象地域

限界集落を含む市町村で、当該市町村の高齢化率が一定程度を超え、かつ財政力指数が平均以下の市町村。

② 拠点の機能

居住部門を基本としつつ、見守りや配食サービス、買出しの手伝い等の日常生活支援サービスを提供。

※ 限界集落

集落における65歳以上人口が集落人口の50%以上を占める集落。

上記は、あくまでも参考例であるが、特に市町村提案事業については市町村の創意工夫を活かし、積極的に活用されたい。

（参考）

平成18年度追加協議時において示したもの

【先進的事業整備計画（市町村提案事業）】

○在宅の中重度者、独居老人等を支援するための事業に関する整備

本年度整備予定の地域密着型サービス等や既存の他施設を活用し、地域住民

やボランティアとの連携を図りながら、在宅の中重度者及び独居老人等の支援を行うためコミュニティの促進を図るための施設整備。

- (活用施設) ①小規模多機能型居宅介護事業所
②認知症高齢者グループホーム
③認知症対応型通所介護事業所
④その他、既存の特養、養護、ケアハウス、デイサービスセンター、ショート、老人福祉センター等との併設
- ※ ①～③については面的整備計画で協議済みのものについても当該事業を行うための施設整備に限り市町村提案事業の提出も可能とする。

○保健・医療・福祉の総合拠点への居住部門併設整備

保健・医療・福祉の総合拠点の中に中重度の高齢者向けの居住部門を併設。

○高齢者と障害者や子どもをはじめとする共生型施設の整備

認知症高齢者グループホーム等の高齢者関連施設に共生型サービスを提供するための施設を併設し、当該施設の利用者、地域の元気高齢者、障害者、学童の一時預かりや子育てサークルの利用による親子、大学・高校生などの世代間がふれあいを通じ、知識、技術等の次世代への伝承や情報等の交換も含めた交流を促進する。

○既存特養における準個室改修事業

準ユニットケア加算の対象となるための人員配置までは必要ないが、プライバシー確保に配慮した個室的なしつらえとするために、既存特養の多床室について、全部若しくは一部を改修。

○高齢者グループリビングの整備

主に中心市街地等を中心に、要介護度の重度化や一人暮らしにより不安を抱えた高齢者が安心して暮らせるよう、期間に関わらず共同生活を送るための居住スペースを整備。

【地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）】

○小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護への移行推進

既存サービスから小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護へ、利用者の円滑な移行が促進するよう、開所後1年間までの間に限り、ケアマネジャーとの連携・協力体制の構築や事業所のPRに要する費用等に必要な運営費を助成。

なお、事業立ち上げ初年度の小規模多機能型居宅介護について、当初円滑

な運営が困難な事業所に対しては、初度設備等の購入費用についても対象とする。

(対象経費) 小規模多機能型居宅介護等への移行推進のための事業

- ①小規模多機能型居宅介護等への円滑な利用へとつなげるためのケアマネジャー等との連携・協力に必要な連絡会議などの開催等に必要な経費
- ②PR費用（事業所の広告・広報等）
- ③既存居宅サービス利用者の体験利用の実施

4 地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）

○市町村提案事業の円滑な運用のための事業

市町村提案事業に係る基盤整備と相まって必要な設備整備費を助成。

5 介護療養型医療施設の転換に当たっての留意事項

交付金により、転換に要する経費を交付しているが、その取扱いについては、転換病床数を限度として新たに介護老健施設等を整備（創設・改築・改修）した床数について交付するものであるのでご留意願いたい。